

○航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(平成9年5月2日青森県告示第335号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項及び航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、昭和60年10月12日青森県告示第772号(航空機騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定)は、廃止する。

なお、別図は、青森県環境生活部環境政策課、八戸市庁及び五戸町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

地域の類型	当てはめる地域
I	八戸市(平成17年3月30日現在における八戸市の区域に限る。)及び五戸町(平成16年6月30日現在における五戸町の区域に限る。)の区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
II	八戸市(平成17年3月30日現在における八戸市の区域に限る。)の別図に実線で表示した区域のうちI以外の地域及び五戸町(平成16年6月30日現在における五戸町の区域に限る。)の区域のうちI以外の地域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域、海上自衛隊八戸航空基地の敷地、陸上自衛隊八戸駐屯地の敷地及び別図に表示した湖沼の区域を除く。